

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想（案）

群馬県邑楽郡邑楽町

令和8年〇月

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本町は、群馬県の東南部、利根・渡良瀬川の両河川に挟まれた地域に位置し、その立地条件を生かし、米麦二毛作を中心に野菜、畜産等の複合経営が行われている。担い手を中心に経営規模の拡大が進みつつある。

今後は、土地利用型農業においては、作業の受委託、農用地の利用集積を更に推進するとともに、担い手の規模拡大と生産性の高い経営体を育成する。

そのため、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 本町の農業については、土地利用型農業を中心に県内の穀倉地帯の一角を担ってきた。しかし、近年では高齢化に伴う離農や、農畜産物の価格の低迷による経営環境の悪化等により新規就農者が伸び悩み、農家人口が減少している。

こうした中、後継者に継承されない又は担い手に集積されずに遊休化した農地が近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後（目標年次：令和17年））の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり 1,750 時間～1,950 時間
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり <u>470</u> 万円 (1 農業経営体当たり <u>600</u> 万円)

- 4 本町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、邑楽町、農業協同組合、農業委員会で構成する担い手育成支援組織と県農業事務所等の連携の下に濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の支援組織が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来や方向性について検討を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、作業受託組織と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加、協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農地の集積はもちろ

んのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、各種制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 本町は、担い手育成支援組織において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を県農業事務所の協力を受けて行う。

さらに、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 本町における新規就農者の育成・確保の状況については、過去5年間で約14名が新規で就農したが、そのうち39歳以下の青年層は6名にとどまる。

このような状況を踏まえ、より多くの青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

なお、国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間240人を踏まえ、本町においては年間4人の当該青年等の確保を目標とする。さらに雇用就農の受け皿となる法人を、5年間で新たに1経営体を設立することを目標とする。

労働時間・農業所得に関する数値目標については、本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,750時間～1,950時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5～6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり 1,750 時間～1,950 時間
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり <u>250</u> 万円 (1 農業経営体当たり <u>330</u> 万円)

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保、育成していくためには、就農相談から就農経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構による仲介がスムーズに行われ、技術・経営面については県農業事務所や地域連携推進員、農業協同組合等により重点的な指導が行われるなど、地域が総力をあげて、当該青年等が中心的な経営体へとなることを推進していく。また、将来的には地域農業を担う認定農業者へと移行することを誘導することとする。

- ① 本町中部の中野地区については、工業化・都市化の進展に伴い、第2種兼業化する経営体や不在地主等が増加傾向にある区域となっている。現在は法人が中心となって農地の集積をすすめており、今後も営農の継続性の高い法人への農地の集積をすすめることが、地域の営農継続上不可欠である。法人のオペレーターと成り得る青年等の受け入れと確保、新規法人の立ち上げ支援を優先的に行う。
- ② 本町北部の高島地区については、米麦の二毛作を中心とする水田地帯であり、土地利用型農業が主となる区域である。これまでは意欲のある農業者が担い手となり、農地を集積し、規模を拡大してきた経過があり、農業用機械の大型化も進んでいる。しかし、一方で農業者の高齢化が最も顕著であり、後継者の確保できていない担い手農業者も少なくない。本地域においてはこのような担い手農家の経営を継承することを前提とした青年等の育成と確保を進めることが重要となる。関係機関と連絡を密にし、後継者を求める担い手農業者と意欲ある青年等のマッチングを図ることを第一に支援を行う。
- ③ 本町南部の長柄地区については、米麦の二毛作を基本に野菜や畜産に取り組む複合経営が盛んであり、後継者が確保されている担い手農業者も多く、町農業の主要な地域となっている。町としては本地域を特に新規就農施策を重点的に推進する区域に設定し、特産となっている白菜やニガウリなどの付加価値の高い作物の作付拡大や、6次産業化を目指す青年等を確保することを目標に、関係機関と連携し、講習会の開催や補助事業の充実等により青年層が意欲を持って営農できる環境を創出していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
① 水稻＋麦	<作付面積(a)> 水稻 700 小麦 700 <経営面積> 7ha うち 5ha は 通年借地	<資本装備> (大型機械化一貫体系) ・トラクター(65ps) ・田植機(側条5条) ・自脱型コンバイン(5条) ・トラック(1t、軽) ・スプレヤー ・フロントローダー ・マニュアルレタダ <その他> ・側条施肥田植機の利用と緩効性肥料による施肥作業の省力化 ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・乾燥調製は水稻・麦とも共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・農地集積により1ha以上の連担団地を確保する ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力2.0人 ・夏期と秋期の臨時雇用の確保 ・農繁期中の1日当りの労働時間は10時間以内にとどめる ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
② 露地野菜 (ハクサイ、トウモロコシ、ニガウリ) +水稲 +麦	<作付面積(a)> ハクサイ 100 ニガウリ 30 トウモロコシ 30 水稲 300 麦類 300 <経営面積> 5.1ha うち3haは 通年借地	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(35ps、8ps) ・田植機(4条、2戸共同) ・自脱型コンバイン(4条) ・動力噴霧機・マルチャー ・トラック(軽) <その他> ・緑肥栽培による地力の向上 ・セル成型苗の利用 ・水稲・麦の乾燥調製は、共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・良質堆肥の投入と有機質主体の施肥による有利販売 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパートの雇用 ・定期的休日の確保 ・家族経営協定の締結
③ 施設野菜 (キュウリ) +水稲 +麦類	<作付面積(a)> 促成キュウリ 20 抑制キュウリ 20 水稲 100 麦類 100 <経営面積> 1.2ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(25ps、8ps) ・田植機(2条) ・自脱型コンバイン(2条) ・暖房機(温風式) ・パイプハウス(2,000 m²) ・動力噴霧機 ・土壌消毒機 ・トラック(軽) <その他> ・キュウリは購入苗利用による育苗の効率化 ・地域有機物資源活用による土づくり ・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパート雇用 ・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境抑制 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
④ 施設野菜 (トマト、 キュウリ) +水稲 +麦	<作付面積(a)> 促成トマト 20 抑制キュウリ 20 水稲 100 麦 100 <経営面積> 1.2ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(25ps、8ps) ・田植機(2条) ・自脱型コンバイン(2条) ・暖房機(温風式) ・パイプハウス(2,000 m²) ・土壌消毒機 ・動力噴霧機 ・トラック(軽) <その他> ・トマトとキュウリは購入苗利用による育苗の効率化 ・地域有機物資源活用による土作り ・減化学肥料・減農薬栽培 ・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0 人 ・収穫・調製作業に対するパート雇用 ・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境抑制 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
⑤ 施設野菜 (イチゴ) ＋水稲 ＋麦	<作付面積(a)> イチゴ 20 水稲 200 麦類 200 <経営面積> 2.2ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(25ps、2ps) ・田植機(2条) ・ロータリーシーダー ・自脱型コンバイン(2条) ・暖房機(温風式) ・大型連棟ハウス (2,000 m²) ・動力噴霧機 ・予冷库 ・トラック(1t) ・ <その他> ・イチゴの平地育苗は、雨よけまたは、空中採苗とする。 ・ウイルスフリー優良株の専用親株床の設置と夜冷・ポット育苗等、花芽分化促進技術の導入 ・イチゴの県育成品種導入 ・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・米麦生産組織に構成員(オペレーター)として参加 ・イチゴと米麦との複合経営の安定化を図る ・パート雇用の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0 人 ・補助労力 1.0 人 ・収穫・調製作業に対するパートの雇用 ・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境抑制 ・定期的休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
⑥ 酪農 ＋水稻 ＋麦	<飼養頭数> 経産牛 30 頭 育成牛 17 頭 <作付面積(a)> 水稻 200 麦類 150 飼料用トウモロコシ 100 <経営面積> 3.0ha	<資本装備> ・パイプラインミル方式 ・牛舎・付属施設 ・ミル(4エット) ・トラクター(75ps、50ps：共有) ・バールグレー(1,500ℓ) ・堆肥化施設 <飼料作物収穫関係> ・コンプレッサー ・コンハーベスタ ・トラック(2t、軽) ・簡易バンカーサイロ ・堆肥化施設 ・ショベルローダー ・田植機(2条) ・自脱型コンバイン(2条) <その他> ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・育成牛は公共育成牧場に夏期放牧 ・水稻・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・米麦生産組織に構成員(オペレーター)として参加 ・パソコン活用による経営分析 ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底	・基幹労力 2.0 人 ・ヘルパーの活用による休日制の導入 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
⑦ 肉牛専作 (肉用和牛 肥育)	<飼養頭数> 肥育牛 150 頭 <作付面積(a)> 水稲 200 麦 200 <経営面積> 2.0ha	<資本装備> 群飼育 ・群飼育舎 ・ショベルローダー ・大型扇風機 ・飼料貯蔵庫 ・堆肥化施設 ・田植機(2条) ・自脱型コンバイン(2条) <その他> ・素牛は過肥のものを避ける ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・パソコンによる飼料給与設計 ・出荷データ管理 ・市況情報管理 ・複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0 人 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・家族経営協定の締結
⑧ 養豚専作 (養豚一貫)	<飼養頭数> 種雌豚 110 頭 種雄豚 5 頭 育成豚 26 頭 肥育豚 1,100 頭	<資本装備> ・繁殖豚舎 ・肥育豚舎 ・堆肥化施設 ・ショベルローダー ・尿処理施設 ・バキュームカー <その他> ・ふんは完熟堆肥化 ・尿は法定基準浄化で河川放流 ・耕種農家との連携促進	・法人化による経営基盤の強化 ・パソコンによる経営管理 ・繁殖成績管理 ・肥育成績管理 ・複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0 人 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・雇用労働者の社会保険への加入 ・家族経営協定の締結

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
⑨ 水稲＋麦 水田作業 協業	<作付面積(ha)> 水稲 40ha 麦 10ha <経営面積> 40ha うち30haは経営受託	<資本装備> (大型機械化一貫体系) ・トラクター(75ps、25ps) ・ロータリーシーダー ・田植機(側条6条) ・自脱式コンバイン(6条) ・スプレヤー(1,000ℓ) ・フロントローダー ・マニユアスプレッター ・トラック(2t、軽) <その他> ・側条施肥田植機の利用施肥作業の省力化と削減 ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・乾燥調整は水稲・麦とも共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・パソコン導入による経営管理と法人化 ・構成員間の役割分担の明確化 ・農地集積による団地化と併せて地権者の合意によりほ場の大区画化を図る。	・基幹労力 3.0人 ・給料制の導入 ・定期的な休日の確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態
① 水稻＋麦	<作付面積(a)> 水稻 500 小麦 350 <経営面積> 5ha は通年借地	<資本装備> (大型機械化一貫体系) ・トラクター(45ps) ・田植機(5条) ・自脱型コンバイン(5条) ・トラック(1t、軽) ・スプレヤー ・フロントローダー ・マニユアスプレッダー <その他> ・側条施肥田植機の利用と緩効性肥料による施肥作業の省力化 ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・乾燥調製は水稻・麦とも共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・農地集積により70a以上の連担団地を確保する ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力1.5人 ・夏期と秋期の臨時雇用の確保 ・農繁期中の1日当りの労働時間は10時間以内にとどめる ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
② 露地野菜 ＋施設野菜 (ハクサイ、ニガウリ、 半促成ナス)	<作付面積(a)> ハクサイ 70 ニガウリ 20 半促成ナス 10 <経営面積> 80a は借地	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(30ps、8ps) ・農作業場 ・パイプハウス(1,000 m²) ・移植機 ・プロットキャスター ・動力噴霧機・マルチャー ・トラック(軽) <その他> ・セル成型苗の利用	・良質堆肥の投入と有機質主体の施肥による有利販売 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・米麦生産組織に構成員(オペレーター)として参加 ・地域農家と連携を深め借地経営として安定性を確保する	・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対する臨時雇用 ・定期的休日の確保
③ 施設野菜 (キュウリ)	<作付面積(a)> 促成キュウリ 15 抑制キュウリ 15 <経営面積> 15a は借地	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(25ps、8ps) ・温室(1,500 m²) ・燃料タンク(2kℓ) ・農作業場 ・灌水施設(灌水井戸・1基) ・暖房機(400坪用) ・動力噴霧機 ・土壌消毒機 ・トラック(軽) <その他> ・キュウリは購入苗利用による育苗の効率化 ・地域有機物資源活用による土づくり	・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・地域農家と連携を深め借地経営として安定性を確保する	・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパート雇用 ・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境制御 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
④ 施設野菜 (トマト、 キュウリ)	<作付面積(a)> 促成トマト 15 抑制キュウリ 15 <経営面積> 15a は借地	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(25ps、8ps) ・暖房機(400 坪、2 機) ・温室(1,500 m²) ・土壌消毒機 ・動力噴霧機 ・トラック(軽) <その他> ・トマトとキュウリは購入苗利用による育苗の効率化 ・地域有機物資源活用による土作り	・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・地域農家と連携を深め借地経営として安定性を確保する	・基幹労力 2.0 人 ・収穫・調製作業に対するパート雇用 ・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境制御 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県農業事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、必要となる農用地等や農業用機械等の確保のサポート、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へ

と誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の確保のサポート、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
91%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注)

- ① 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- ② 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町においては、米麦二毛作を中心に野菜、畜産等の複合経営が行われており、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は依然として分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手への更なる農地集積は停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化及び減少が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担

い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、具体的には以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ① 農用地利用集積促進事業
- ② 集落営農の法人化
- ③ 農地中間管理事業

(3) 関係機関及び関係団体との連携

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 本町中部の中野地区においては、工業化・都市化の進展に伴い、第2種兼業化、離農が今後とも増加傾向にあり、担い手不足が予想されるため、農地中間管理事業を重点的に推進し、耕作放棄地の発生予防及び解消と法人を中心とした後継者の育成に努める。

イ 本町北部の高島地区においては、米麦二毛作を中心とした主要穀倉地帯であり、特に農用地利用改善事業を推進し、農用地利用改善団体の活動をより一層活性化する。このことにより新規作物の導入による複合経営、規模拡大を促し、地域農業を振興する。

ウ 本町南部の長柄地区は、工業等の開発が進む中、「米麦＋野菜」、「米麦＋畜産」の複合経営が行われ、農業後継者が多く、町の主要農業地帯であり、農地中間管理事業による農地の集積ならびに、利用改善組合や地域営農集団(組織経営体)活動の活性化による農業振興を推進する。さらに、本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町ホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて農地中間管理機構に対する利用権の設定等が行われているか進捗管理を定期的を実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、

当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、担い手育成支援組織との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年12月25日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年3月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年1月21日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、令和5年9月20日から施行する。

2 この基本構想の施行の際現に改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。

附 則

この基本構想は、令和8年〇月〇日から施行する。